

「こむ・コム塾」会則

(名称)

第1条 本会は「こむ・コム塾」と称する。

(活動場所)

第2条 主たる活動場所は宝塚市社会福祉協議会ボランティア活動センター「ぷらざこむ1」（宝塚市売布東の町1 2-7）に置く。

(目的)

第3条 本会は、パソコンボランティア活動に理解を持ち、パソコン操作熟達を目指し修練し、ボランティア活動に従事する。

学んだ手法を活かし、ボランティア活動センター登録各グループの要請に従ってレポート・チラシ・ポスター等の作成、会計収支表作成・power point・ホームページ作成等のアドバイスを行う。

又、高齢者・障害者宅訪問の上、パソコン個人指導を行う。

ぷらざこむ1内と要請された場所で、高齢者・障害者並びに一般市民とパソコンを通して交流勉強会を行い、サポートを行う。

老人福祉センターから委託を受け、「いきいき学舎」のパソコンクラブに講師・並びにサポーターを派遣する。

(活動内容)

- 第4条
- 1、前条の目的を達成するために定期的にパソコン講座を開催する。
 - 2、宝塚社会福祉協議会ボランティア活動センターに参画し、催し等に参加する。
 - 3、フレミラパソコンクラブの講義支援を行う。

(会員)

第5条 本会は以下の会員を以って構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 特別会員 ボランティア活動・催し物への参加を行うが、授業不参加。
- (3) 賛助会員 この会の活動を賛助する為に入会した個人。

(入会)

第6条 入会希望者は別に定める入会申込書を提出する。

第7条 ボランティア活動に従事もらうのが、この会の目的であるので、入会時に誓約書に記名する。

(会費)

第8条 1、正会員は年会費(毎年4月から翌年3月)として1,000円を徴収する。
但し、期中の入会者も同額とし、期中退会者には割戻しを行わない。

2、教材費は年間1,000円を徴収する。

3、入会時にパソコン購入積立金2,000円を支払う。

4、臨時会費を徴収する事もある。

5、会員は兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入するものとする。
但し、既加入者は除く(平成20年度 掛金 一人当たり 500円)

(役員)

第9条 本会運営のため、次の役員を置く。

(1) 代表 1名・副代表 1名・会計 2名・書記 2名・広報 1名
会計監査 1名・教材管理 2名・ボランティア管理 2名
他目的に応じて、その都度幹事を設ける。

(2) 役員は、総会において選任する。

(3) 代表は本会を代表し、その業務を総括し、総会及び幹事会を主宰する。

(4) 幹事は、代表を補佐し、総務、広報、企画等を分担する。

(5) 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(総会)

第10条 1、総会は、毎年4月に開催し、活動報告・会計報告・活動計画・予算審議等を行い、役員等の選任を行う。

2、総会の決議は出席者の過半数の同意が必要とする。

総会欠席者は、白紙委任状を提出したものと見なす。

(運営)

第11条 1、本会の運営のため、役員で構成する幹事会を開催する。

2、幹事会は本会の運営の他「宝塚社会福祉協議会」、その他関係団体と接触・交流について協議決定する。

3、運営方針は毎年2回の見直しを行う。

(罰則)

第 12 条 1、会員に迷惑行為を行ったと判断した場合は、代表が提案して、役員会では諮った上で、即時に退会してもらう。

2、期中で退会の場合は、年会費・機材費等は返金しない。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

付則

本会の会則は平成 22 年 4 月 6 日より実施する。

以上